



- ・ 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）について、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正する。

### 3 経過措置

厚生労働省の所管する省令及び告示で定める様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされるものである。

- ① 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ② 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。